

公益社団法人 日本歯科衛生士会 会員の皆様へ

歯科衛生士賠償責任保険制度

・総合生活保険

この保険制度は、日本歯科衛生士会会員の皆様のための制度として発足いたしました。

安心して業務が行えるよう是非ともこの機会に本制度にご加入ください。



【ご案内】

本年度より補償内容・保険料を改定いたしました。
パンフレットP2の主な改定点を必ずお読みください。

【特徴】

- 針刺し事故等による感染症危険補償が全タイプに付帯されています。
- タイプ2では、歯科衛生士業務中の賠償責任に関する補償等に加えて、災害時に被災地支援へ行かれた際に会員の皆様ご自身がケガをした場合の補償も可能となります。

補償内容の詳細はP3以降をご確認ください。

歯科衛生士賠償責任保険制度・総合生活保険は、歯科衛生士賠償責任保険、総合生活保険（傷害補償、針刺し事故等による感染症危険補償特約）にセットで加入するタイプのペットネームです。

総合生活保険は、傷害補償（死亡・後遺障害、入院、手術、通院、針刺し事故等による感染症危険補償特約、特定感染症危険補償特約、天災危険補償特約）、個人賠償責任補償、携行品補償の商品名です。

【保険期間】

2026年1月1日午後4時 ～ 2027年1月1日午後4時の1年間

【募集締切】

2025年12月12日（金）まで

中途加入も募集しております。

継続加入をご希望の場合も、毎年お申込みのお手続きが必要となります。

※中途加入：毎月締切日までにお申込み手続きをしていただいた場合、翌月1日午後4時から2027年1月1日午後4時まで。毎月の締切日は次のページでご確認ください。

日本歯科衛生士会認定セミナー『在宅療養指導・口腔機能管理』『糖尿病予防指導』『医科歯科連携・口腔機能管理』の各コースを受講するためには、本保険制度の歯科衛生士賠償責任保険または勤務先等にて賠償責任保険に加入していることが条件となっています。

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は、P15「商品改定のご案内」のとおりになりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

公益社団法人 日本歯科衛生士会

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

✿ 主な改定ポイント ✿

タイプ1

総合生活保険について、当年度は保険金支払実績の減少により、損害率による割引を5%から10%に拡大します。また、パンフレットP15「商品改定のご案内」に記載の通り、傷害補償に熱中症の補償追加、保険料改定がございます。これに伴い保険料が変動したため、保険金額を調整することにより、タイプ1保険料は従来通り5,000円でご案内いたします。

タイプ2

総合生活保険について、当年度は保険金支払実績の減少により、損害率による割引を5%から10%に拡大します。また、パンフレットP15「商品改定のご案内」に記載の通り、傷害補償に熱中症の補償追加、保険料改定がございます。これに伴い保険料が変動したため、保険金額を調整することにより、タイプ2保険料は従来からの変動幅を抑えた15,830円でご案内いたします。

✿ 安心して歯科衛生士としてご活躍頂くために ✿

● 歯科衛生士の業務中に生じる賠償責任

日常生活の中で、仕事をしている時間が非常に大きな割合を占める方が多いのではないのでしょうか。だからこそ、仕事中に生じる危険にもしっかりと備えることが重要です。歯科衛生士として業務を行なっている時に患者さんにケガを負わせてしまったような場合、法律上の賠償責任が発生することがあります。この場合、賠償責任は院長先生(歯科医院を経営する責任者)が患者さんと話し合い、医院として賠償責任を負担する場合が通常です。

ところが、歯科衛生士本人の賠償責任を追及されてしまい、院長先生では対応できなくなってしまうことがあります。患者さんにとって賠償責任の追及先は歯科医院、歯科衛生士本人、あるいは両方となりますが、歯科衛生士本人が追及された賠償責任については、歯科衛生士自身が患者さんと話し合い、負担しなければならないのです。

● 歯科衛生士の皆様ご自身のケガや日常生活上の様々なリスクを補償!!

上記に加えて、歯科衛生士業務中の賠償責任だけでなく、歯科衛生士の皆様ご自身のケガや日常生活上の様々なリスクを補償させて頂くためにタイプ2を用意させて頂きました。

本制度は、日本歯科衛生士会会員の皆様のために設計された会員専用の保険です。安心して歯科衛生士としてご活躍頂けるよう、是非とも本制度をご利用ください。

✿ 加入方法 ✿

加入締切日までに日本歯科衛生士会の会員専用ページから **Webにてお申込みください。**

保険料はWeb申込完了後に受信するメールに記載の口座へお振込みください。紙でのお手続きをご希望の方は取扱代理店までお問合せください。

※お振込先口座はお客様ごとに異なり、毎年変わりますのでご注意ください。

✿ 補償開始日ごとの締切日と保険料(一時払) ✿

中途加入もお待ちしております!!

中途加入日 (保険期間)	1/1 (12か月)	2/1 (11か月)	3/1 (10か月)	4/1 (9か月)	5/1 (8か月)	6/1 (7か月)	7/1 (6か月)	8/1 (5か月)	9/1 (4か月)	10/1 (3か月)	11/1 (2か月)	12/1 (1か月)
お申込み開始日	10/1	12/20	1/20	2/20	3/20	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20
お申込み手続きと 保険料お支払いの締切日*1	12/12	1/15	2/16	3/16	4/15	5/15	6/16	7/15	8/17	9/15	10/15	11/13
タイプ1の保険料 (単位:円)	5,000	4,600	4,160	3,760	3,340	2,920	2,510	2,090	1,660	1,250	840	420
タイプ2の保険料 (単位:円)	15,830	14,520	13,190	11,880	10,550	9,240	7,930	6,600	5,280	3,960	2,640	1,330

*1 保険料のお支払いが金融機関の営業時間外となってしまった場合は、翌営業日にご入金ください。

加入者票については、お申込み手続き完了後にマイページからご確認いただくことが可能です。ご加入内容に誤りがないかをご確認ください。
取扱代理店(お問合せ先)については、P16をご参照ください。

タイプ1

歯科衛生士賠償責任保険

+ 総合生活保険(死亡・後遺障害 + 針刺し事故等による感染症危険補償特約)

20%
団体割引
適用

総合生活保険部分のみ
団体割引15%適用
損害率による割引10%適用



● 歯科衛生士の方の業務に従事している間の補償をお守りする歯科衛生士専門職用の補償プラン。

歯科衛生士賠償責任保険

歯科衛生士の皆様が日本国内において歯科衛生士法の規定業務(以下「業務」といいます。)の遂行に起因して他人の生命・身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。また業務を遂行することに伴う不当行為によって発生した人格権侵害(※1)や業務の遂行に起因する他人の財物損壊(※2)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いいたします。

(※1)次の二つの様態の不当行為によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

①不当な身体の拘束 ②口頭または文書もしくは図画等による表示

(※2)他人の財物の損壊については、業務遂行にあたって被保険者が使用、管理する財物の損壊(紛失、盗取、詐欺および横領は含みません)についてお支払いします。

例えばこんな時にも・・・



歯石除去中に誤って患者を傷つけてしまった。



診療中に患者のバッグを壊してしまった。



プライバシーに関する情報を洩らして患者から直接訴えられた。

死亡・後遺障害補償

急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症により死亡もしくは後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

NEW!
熱中症補償
追加

針刺し事故等による感染症危険補償

医療関係の業務に従事中(実習中を含みます)に生じた偶然な血液曝露事故により、事故の発生の日からその日を含めて1年以内に下記【補償の対象となる診断内容】のいずれかに該当したことを医師等に診断された場合(※3)に、ウイルスの種類に応じて見舞金(保険金)をお支払します。(※4)

【補償の対象となる診断内容】

- HBV(B型肝炎ウイルス)に感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合
- HCV(C型肝炎ウイルス)に感染された場合
- HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染された場合

【血液曝露事故とは・・・?】

- 血液付着した鋭利な医療器具(注射針等)によって、その血液が被保険者の体内に曝露すること
- 血液の飛沫が被保険者の眼球等の粘膜に曝露すること

(※3)事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時まで)に、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査として直後検査を行って頂きます。直後検査を受けていない場合や、直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合は、保険金のお支払い対象外となります。また、検査に関する費用はお支払いの対象外となります。

(※4)お支払する保険金は、ウイルスの種類ごとに保険期間を通じて1回とします。また、この保険契約が継続契約である場合は、ウイルスの種類ごとに初年度契約から通算して1回とします。1回の事故または複数回の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合はそれぞれのウイルスに対して1回の保険金を支払います。すべてのウイルスに対して保険金をお支払した場合は、その後保険金のお支払いはできません。

【事故例】

使用済み針をキャップせず、針をはずそうとしたら手がすべって指に刺した

使用済みで血液が付着している歯科医療器具を洗っている際に、手を切ったその血液が体内に付着してしまった



* 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」、「補償の概要等」をご確認ください。

■ 支払限度額・保険金額と基本保険料

補 償 タ イ プ			支払限度額・保険金額	免責金額(自己負担額)
歯科衛生士 賠償責任 保険	対人	1事故	1億円	0円
		保険期間中	3億円	
	人格権侵害	1名／1事故／保険期間中	100万円	1,000円
	対物	1事故／保険期間中	100万円	
総合生活 保険	死亡・後遺障害		120万円	0円
	針刺し事故等による 感染症危険補償	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合	33,000円	0円
		HCV(C型肝炎ウイルス)に感染された場合	33万円	
		HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染された場合	110万円	
保 険 料 (年 間)			5,000円	

* 歯科衛生士賠償責任保険の保険料は、被保険者(ご本人)数が500名以上の場合の団体割引20%、総合生活保険の保険料は1,000名~2,999名の場合の団体割引15%を適用しております。歯科衛生士賠償責任保険の被保険者が499名以下の場合は歯科衛生士賠償責任保険の支払限度額の引き下げまたは保険料の引き上げ等の変更をさせていただきます。

タイプ2

歯科衛生士賠償責任保険 + 総合生活保険 (死亡・後遺障害 + 入院・手術・通院補償 + 針刺し事故等による感染症危険補償特約 + 特定感染症危険補償特約 + 天災危険補償特約 + 個人賠償責任補償 + 携行品)

- 業務中のみならず、日常生活で起こる様々なリスクを補償する充実補償プランです(但し、針刺し事故等による感染症危険補償特約は医療関係業務中(実習中を含む)のみ)。
- 台風・地震等の災害で被災地支援へ行かれる間にご自身がケガをした場合も補償対象となります。



歯科衛生士賠償責任保険



日常生活の補償

死亡・後遺障害、入院・手術、通院補償

NEW!
熱中症補償
追加

日常生活中やスポーツ、レジャー中(海外旅行中を含む)のケガまたは熱中症はもちろんのこと、通勤中や診療所内、さらに災害時に被災地支援へ行かれている間のケガまたは熱中症等、就業中であるかを問わず、補償します。

「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをした、または熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

【死亡・後遺障害】

ケガまたは熱中症で死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。例えばこんな時にも・・・

【入院・手術】

ケガまたは熱中症で入院(※1)されたり手術(※2)を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

(※1)事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

(※2)事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

【通院】

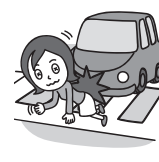
ケガまたは熱中症で通院された場合に、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。

また、1事故について90日を限度とします。



スキー中にケガをした。



道路を横断中に車に追突されてケガをした。



通勤中、ホームで転倒しケガをした。

針刺し事故等による感染症危険補償特約

P3をご確認ください。

例えばこんな時にも・・・

使用済み針をキャップせず、針をはずそうとしたら手がすべて指に刺した



特定感染症危険補償特約

特定感染症^{*1}を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

※1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

例えばこんな時にも・・・



地震



噴火



津波

携行品

日本国内外を問わず、自宅外で携行している身の回り品が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、動物、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。

例えばこんな時にも・・・



買い物中にハンドバッグをひったくられた。



旅行中にビデオカメラを誤って落として破損させた。

個人賠償責任

日本国内外において、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)^{*1}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いいたします。

※1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

例えばこんな時にも・・・



●自転車を運転中、誤って歩行者と接触しケガをさせた。
●愛犬が他人にかみついて、ケガをさせた。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

タイプ2

20%
団体割引
適用

総合生活保険部分のみ
団体割引15%適用
損害率による割引10%適用
*天災危険補償特約に、損害率による
割引は適用できません。



- 災害時に被災地へ支援に行く際の会員様ご自身のケガも補償!
- 特定感染症の補償も追加!

■ 支払限度額・保険金額と基本保険料

補償タイプ			支払限度額・保険金額	免責金額(自己負担額)
歯科衛生士賠償責任保険	対人	1事故	1億円	0円
		保険期間中	3億円	
	人格権侵害	1名／1事故／保険期間中	100万円	
	対物	1事故／保険期間中	100万円	1,000円
総合生活保険	傷害補償 (天災危険補償特約付)	死亡・後遺障害	120万円	0円
		入院保険金(日額)	3,000円	
		手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術)(※1)	
		通院保険金(日額)	1,500円	
	特定感染症危険補償特約	後遺障害	120万円	0円
		入院保険金(日額)	3,000円	
		通院保険金(日額)	1,500円	
	針刺し事故等による 感染症危険補償	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合	33,000円	0円
		HCV(C型肝炎ウイルス)に感染された場合	33万円	
		HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染された場合	110万円	
	個人賠償責任		国内1億円 国外1億円	0円
	携行品		10万円	5,000円
保険料(年間)			15,830円	

■ 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

基本補償	保険の対象者	ご本人(※2)	ご本人(※2)の配偶者(※3)	その他のご親族(※4)
個人賠償責任		○	○	○
傷害・携行品		○	×	×

※個人賠償責任補償において、ご本人(※2)が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

(※1) 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(※2) 公益社団法人 日本歯科衛生士会の会員で、かつ、「保険の対象となる方(被保険者ご本人)」として記載された方をいいます。

(※3) 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。(婚約とは異なります。)

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(※4) ご本人(※2)またはその配偶者(※3)の同居の親族・別居の未婚のお子様をいいます。親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい(配偶者を含みません。)、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。上記の続柄は損害の原因となった事故発生時における関係です。

*歯科衛生士賠償責任保険の保険料は、被保険者(ご本人)数が500名以上の場合の団体割引20%、総合生活保険の保険料は1,000名~2,999名の場合の団体割引15%を適用しております。歯科衛生士賠償責任保険の被保険者が499名以下の場合は歯科衛生士賠償責任保険の支払限度額の引き下げまたは保険料の引き上げ等の変更をさせていただきます。

【歯科衛生士賠償責任保険 補償のあらまし】

	お支払する保険金の内容	保険金をお支払いしない主な場合
歯 科 衛 生 士 賠 償 責 任 保 險 (陰)	【保険金をお支払する場合】 被保険者（補償を受けることができる方）が、日本国内において歯科衛生士法第2条に規定され、 歯科衛生士の資格を有する者が行う業務を遂行することにより生じた次の事由により、法 律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払します。（※1） ①他人の身体障害（※2）②他人の財物損壊（※2）③不当行為（次のいずれかの行為をいいます。） （※3）によって発生した人格権侵害（他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。） ・不当な身体拘束 ・口頭または文書もしくは図画等による表示 【お支払する保険金の種類】 ①被害者に対して法律上支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の 決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。 ②保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の 発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用 ④損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任が無いことが判明した場合に おいて、応急手当や護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したそ の他の費用 ⑤被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 【保険金のお支払方法】 上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して 支払限度額を限度に保険金をお支払します。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただ し、②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度 額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払します。 （※1）この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）が ある場合は、次のとおり保険金をお支払します。 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関 係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払します。 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険 契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入 内容に基づいて保険金をお支払いたします。 （※2）被保険者または業務の補助者の業務遂行に起因したものに限り、 （※3）被保険者による業務遂行に伴うものに限り、 保険期間と保険責任の関係：保険金をお支払いするのは、以下の場合に限り、 ●他人の身体障害事故については、保険期間中に身体障害が発見された場合 ●他人の財物の損壊事故については、保険期間中に財物が損壊されたことが発見された場 合 ●人格権侵害事故については、保険期間中に不当行為が行われた場合	●ご契約者、被保険者の故意による損害賠償責任 ●歯科衛生士業務を行う施設または設備の所有、使用または管理に起因する損害 ●自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、施設外における船・車両または動物の所有、使用または管理に起因する損害 ●美容を唯一の目的とする業務に起因する損害 ●業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ●所定の資格を有しない歯科衛生士が行った業務に起因する損害 ●戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議、または地震、噴火、洪水、津波または高潮による損害 ●被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ●最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害 ●被保険者の占有を離れた財物の損壊自体による損害 ●サイバー攻撃 等

注：補償の詳細内容については約款（賠償責任保険普通保険約款、歯科衛生士特別約款、人格権侵害担保特約条項（歯科衛生士特別約款用）、財物損壊担保特約条項（歯科衛生士特別約款用））等をご確認ください。

歯科衛生士賠償責任保険に関する事項

<もし事故が起きたときは>

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますのであらかじめご承知置ください。

なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

【ご加入の際のご注意】

<告知義務>

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。

ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

■総合生活保険（傷害補償） 補償の概要等

保険期間：1年

※ ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
 ※ 補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

【傷害補償】

■ 保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ 自動車等の乗用を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	

【特約とその概要】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合												
針刺し事故等による感染症危険補償特約	医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(実習中を含みます。)に生じた偶然な血液曝露事故(※1)により、事故の発生日からその日を含めて1年以内(※2)に次のアからウまでのいずれかに該当したことを医師等(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金額110万円に次の支払割合を乗じた額をお支払いします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>ウイルスの種類</th><th>支払割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>HBV(B型肝炎ウイルス)に感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合</td><td>3%</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>HCV(C型肝炎ウイルス)に感染された場合</td><td>30%</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染された場合</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table> (※1)・血液付着した鋭利な医療器具(注射針・メス等)によって、その血液が被保険者の体内に曝露すること。 ・血液の飛沫が被保険者の眼球等の粘膜に曝露すること。 (※2)・事故の発生日からその日を含めて1年以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査(※3)および後の事故に係る直後検査(※3)の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生日からその日を含めて1年以内 ・事故の発生日からその日を含めて1年以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査(※3)の結果、感染が確認できなかった場合で、かつ、後の事故に係る直後検査(※3)の結果、感染が確認できたときは、前の事故の発生日からその日を含めて1年以内 ・事故の発生日からその日を含めて1年以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査(※3)の結果、感染が確認できなかった場合で、被保険者が後の事故に係る直後検査(※3)を行わなかったときは、前の事故の発生日からその日を含めて1年以内 (※3)「直後検査」とは、事故の発生日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時までをいいます。)に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。 (注1) お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに保険期間を通じて1回とします。また、継続契約である場合は、ウイルスの種類ごとに初年度契約から通算して1回とします。 (注2) 1回の事故または複数回の事故により複数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対して1回のお支払いとなります。		ウイルスの種類	支払割合	ア	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合	3%	イ	HCV(C型肝炎ウイルス)に感染された場合	30%	ウ	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染された場合	100%	・保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失によって生じた感染または発病 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた感染または発病 ・保険の対象となる方が直後検査を受けなかった場合 ・直後検査の結果、その時点で保険の対象となる方がHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合のそのウイルスによる感染または発病 等
	ウイルスの種類	支払割合												
ア	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合	3%												
イ	HCV(C型肝炎ウイルス)に感染された場合	30%												
ウ	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染された場合	100%												
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■ 発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■ 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■ 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶ 後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。 ※ 特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 等 *1「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。												

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■ 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■ 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■ 電車等^{*1}を運行不能にさせた場合 ■ 国内で受託した財物(受託品)^{*2}を壊したり盗まれた場合 ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ^{*1} 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 ^{*2} 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任^{*1})によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 航空機、船舶、車両^{*3}または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■ 受託品の電氣的または機械的事故 ■ 受託品の置き忘れまたは紛失^{*4} ■ 詐欺または横領 ■ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 ^{*1} 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*5}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ^{*2} 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ^{*3} 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ^{*4} 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ^{*5} ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額: 1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎ 以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・ 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・ 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・ 電氣的または機械的事故に起因する損害 ・ 保険の対象の置き忘れまたは紛失^{*1}に起因する損害 ・ 詐欺または横領に起因する損害 ・ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ 保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等 ^{*1} 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

このパンフレットは総合生活保険(傷害補償)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

07E1-GJ05-10118-202403

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※このページは総合生活保険のサービスについてご案内しています。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット



24時間365日受付*1 ☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※ 正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富なメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるととき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

受付時間

いずれも土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談 : 10:00~18:00
・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

☎ 0120-285-110

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

【ホームページアドレス】

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について
提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

介護アシスト

自動セット

受付時間

いずれも土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 9:00~17:00
・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00

☎ 0120-428-834

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス www.kaigonw.ne.jp

電話介護相談

・ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します*3。

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください（各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

総合生活保険(傷害補償、個人賠償責任補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約

*1 総合生活保険(傷害補償、個人賠償責任補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

総合生活保険(傷害補償、個人賠償責任補償)

他の保険契約等*1を締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人



総合生活保険(傷害補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

● すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険(傷害補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

● 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

● 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票(被保険者票)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票(被保険者票)が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票(被保険者票)が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票(被保険者票)とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。



6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・ 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・ 東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・ 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・ 附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・ 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)  0570-022808  IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

〈共同保険引受保険会社について〉

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**
受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202503

< 2025年10月1日以降始期契約用 >

商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。現在ご契約いただいております総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

主な改定点

改定項目	概 要
参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※ 昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※ 熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。
「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。

このご案内は、2025年10月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07D1-GJ05-24012-202412

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手順ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 保険金をお支払いする主な場合 | ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額） |
| ☐ 保険期間 | ☐ 保険料・保険料払込方法 |
| ☐ 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

▶ すべての商品に共通してご確認ください事項

- ☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202503

<2025年10月1日以降始期契約用>

この保険は、公益社団法人日本歯科衛生士会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益社団法人日本歯科衛生士会を有します。

このパンフレットは歯科衛生士賠償責任保険制度・総合生活保険の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、(ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります)保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社へお問い合わせください。

お問い合わせ先 ご不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

取扱代理店・事故発生時のご連絡先

有限会社マツオホケンサービス

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-13-9-201

TEL:03-5642-7511 (平日 9:00~18:00)

FAX:03-5642-7512

E-mail:matsuohoken@nifty.com

HP:http://www.tmn-agent.com/matsuohokenservice

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
(担当部)医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4143(平日9:00~17:00)

※取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と間で有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

2025年9月作成 25T-000854